

令和3年10月13日
更新 令和3年11月8日

三重県地域経済応援支援金・三重県酒類販売事業者等支援金(10月分) Q & A

【共通項目】

Q1-1 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？

A1-1

「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。（「中小企業基本法」の中小企業よりも広い定義となっています。）

「個人事業者等」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。

Q1-2 本社が県外にある事業者も、三重県内に店舗があれば支援金の対象になりますか？

A1-2

三重県内に本店又は主たる事業所（本社）を有する中小法人・個人事業者等が対象となるため、県外に本社がある場合は、三重県内に本店があれば対象となりますが、本社及び本店が県外にある場合は、対象となりません。

Q1-3 「三重県内に本店又は主たる事業所を有する」とは、どういう場合を言うのでしょうか？

A1-3

中小法人等の場合は、登記された本店所在地（履歴事項証明書で確認します。）又は、主たる事業所（本社で確定申告の納税地となっていること。）が三重県内であることを言います。

個人事業者の場合は、個人の住所にかかわらず、事業を行う店舗等で確定申告の納税地となっている事業所が三重県内であることを言います。

Q1-4 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？

A1-4

申請単位は、事業所（店舗）ではなく、事業者単位（「1法人あたり」、「1事業者あたり」）とします。県内に事業所（店舗）が複数ある場合でも申請は1件となります。

すので、事業者の総売上を、前年又は前々年同月と比較し、売上減少額を支給します（上限額あり）。特定の店舗のみ月間売上が30%以上減少したとしても、事業者全体の総売上にかかる売上減少率が要件を満たしていなければ対象となりません。

Q1-5 国の「月次支援金」とは何ですか？

A1-5

「月次支援金」は、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付される国の制度です。9月末で緊急事態宣言が解除される19都道府県（三重県を含む）による時短要請等の影響により、売上減少要件を満たす事業者については10月分まで支給されます。

【月次支援金の概要】詳細は、経済産業省の月次支援金ホームページをご覧ください。

月次支援金ホームページ

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

給付対象			
ポイント1	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者		
ポイント2	2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少		
給付額：該当月の売上減少額			
中小法人等	上限20万円/月	個人事業者等	上限10万円/月

Q1-6 比較月は令和2年ですが、令和元年分の確定申告書の写しは必要ですか？

A1-6

比較月が令和2年であれば、令和元年分の確定申告書の写しは不要です。

比較月が令和元年の場合は、令和元年分と令和2年分の確定申告書の写しを提出してください。（令和2年分の営業実態を確認するため。）

Q1-7 持続化給付金や家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は事業収入（売上）に含まれるでしょうか？

A1-7

本支援金は、対象月の事業収入（売上）が前年又は前々年同月比で30%以上減少した場合に支給することとしており、事業収入（売上）には、三重県飲食店時短要請協力金、持続化給付金、家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症対策等として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等は含まれませんので、売上から除いて計算してください。

Q1-8 個人事業者ですが、事業収入（売上）には給与所得も含むことができますか？

A1-8

本支援金は、事業者全体の「事業収入（売上）」で比較することとしています。ただし、個人事業者等でフリーランスの方のように、業務委託契約などによる収入を給与所得で申告している場合、当該給与所得についても、事業収入（売上）に含めることができます。当該給与所得が、雇用関係にない業務委託契約などによるものなのか、雇用契約による給与所得なのか確認していただき、雇用関係にない業務委託契約などによるものであれば事業収入に含めることができます。その場合、国民健康保険証により被雇用者でないことを確認します。

Q1-9 「履歴事項全部証明書の写し」に代えて、「登記情報提供サービスで提供される登記情報をプリントアウトしたもの」を提出することは可能ですか？

A1-9

登記情報提供サービスで提供する登記情報は利用者が請求した時点において登記所が保有する登記と同じ情報であり、「履歴事項全部証明書」の写しの内容と同等であると認められることから、当サービスを利用してプリントアウトしたものの代用を可とします。

なお、履歴事項全部証明書の写しと同様、申請日から3か月以内に提供されたものを提出してください。

登記情報提供サービス ホームページ <https://www1.touki.or.jp>

Q1-10 申請様式は郵送してもらえますか？

A1-10

申請書類を郵送させていただきますので、390円切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号サイズ）を封筒に入れ、オモテ面に、「資料請求（10月分）」とご記入のうえ、下記宛先までお送りください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済応援支援金事務局 宛て

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛て

※同封する返信用封筒（角形2号サイズ）に、ご依頼人の住所及び氏名をご記載ください。

※必ず、オモテ面に「資料請求（10月分）」とご記入ください。

Q1-11 申請書の送付先を教えてください。また、直接持参することもできますか？

A1-11

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたし

ません。

下記の宛先まで申請してください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済応援支援金事務局 宛て

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛て

※封筒オモテ面に「申請書在中（10月分）」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【三重県地域経済応援支援金(10月分)】

Q2-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

A2-1

令和3年10月から三重県緊急事態宣言が解除されましたが、三重県リバウンド阻止重点期間による飲食店への時短要請、外出控え等の影響により、引き続き事業者の経営環境は厳しい状況にあるため、三重県リバウンド阻止重点期間が適用される10月において支援金を継続して実施します。

なお、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用された8・9月分については、令和3年12月15日(水)(消印有効)まで申請受付中です。

Q2-2 概要及び支給金額を教えてください。

A2-2

新型コロナウイルスによる飲食店への時短要請又は外出控え等の影響を受け、令和3年10月の売上が、前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事業者に対し、中小法人等10万円、個人事業者等5万円を支給上限額とし、売上減少額(月次支援金の支給を受けた場合は、その支給額を控除した額)を支給します。

また、売上減少率が50%以上の場合には、国の月次支援金と合わせて活用いただくことで、中小法人等は最大30万円、個人事業者等は最大15万円の支援が受けられます。

例) 令和3年10月の売上50万円、令和2年10月の売上150万円の中小法人の場合

- ・売上減少額 100万円(売上減少率67%)
- ・月次支援金支給額 20万円(月次支援金は別途国へ申請が必要です)
- ・本支援金支給額 $100万円 - 20万円 = 80万円 \Rightarrow$ 上限10万円

Q2-3 対象となる業種を教えてください。

A2-3

新型コロナウイルスによる飲食店への時短要請の影響を受ける飲食関連事業者や外出控え等の影響を受ける事業者などを対象としています。

ただし、三重県による時短要請協力金の対象となる飲食店は対象から除きます。

<飲食関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
①飲食店時短	飲食店、結婚式場	食品加工・製造 食器・調理器具 清掃 廃棄物処理 広告業 設備工事業 卸 仲卸 問屋 貨物運送 農業 漁業 生花店 司会業 接客派遣 ソフトウェア業 酒類販売(小売・卸) 酒類製造 運転代行業等
②カラオケ利用自粛	飲食店(カラオケ喫茶・スナック等) 結婚式場 カラオケボックス 等	カラオケリース カラオケ設備業 司会業 イベント出演者 等

<外出控え等の影響を受ける事業者>

主な要因	直接影響	間接影響
③外出・移動控え	飲食店(食堂 喫茶店 屋台 テイクアウト店等) 宿泊業 タクシー・バス レンタカー ガソリンスタンド 土産物店 映画館 カラオケ店 ネットカフェ 雑貨店 アパレル 旅行業者 観光業者 生活関連サービス業(理美容 エステ 学習塾 スポーツジム 冠婚葬祭 クリーニング 銭湯等) アウトドア業(キャンプ場、ゴルフ場、遊渡船業) 等	食品・加工製造 清掃 タクシードライバー バスガイド イベント出演業 卸・仲卸 貨物運送 広告業 ソフトウェア業 アウトドア用品販売 等
④イベント制限	キッチンカー イベント業 広告 イベント出演 等	ソフトウェアレンタル業 等

Q2-4 本支援金の対象とならないケースを教えてください。

A2-4

①大企業（中小法人等の定義に該当しないもの）、宗教法人、政治団体、暴力団関係、風俗店、法人でない任意団体

②廃業した、長期休業しているなど具体的な営業実態や今後の事業継続の意思が確認できない場合

③令和3年10月の全期間にわたって営業を行っていない場合

④三重県による時短要請の対象となる飲食店などについては、本支援金の対象となりません。

詳しくは、申請要項にてご確認ください。

Q2-5 地域経済応援支援金（８・９月分）との違いは何でしょうか？

A2-5

地域経済応援支援金（８・９月分）では、売上減少率が大きくなるに従って、段階的に支給上限額を引き上げて設定していました。

緊急事態措置等が発出されていた８月、９月においては、事業者の売上に対する影響は大きく、大幅な売上減少に対する救済措置が必要であったところですが、緊急事態措置等が全面解除された１０月は、売上減少率による段階的な支給上限額の設定はせず、意欲的に営業活動を再開する事業者の動きを後押しする趣旨から、売上減少率３０％以上のすべてで一律の支給上限額としました。

また、令和３年１０月において営業を行っていることを要件としました。

Q2-6 他の協力金や支援金と重複して受給できますか？

A2-6

令和３年１０月の要請にかかる、「三重県飲食店時短要請等協力金」および「三重県酒類販売事業者等支援金（１０月分）」との併給はできません。なお、売上減少額の範囲内で、国の月次支援金との併給は可能です。

Q2-7 飲食店や外出控え等の影響を受けた事業者との「取引」とは、どのようなものが対象となりますか？

A2-7

新たな契約（受注）だけでなく、納品後の定期メンテナンスやアフターフォロー、リース料金の支払い、定期的な許認可更新の事務代行、契約（受注）の取りやめなどの意向を示す資料等、取引先との継続した関係性が確認できれば、対象となります。その場合、第１号様式において、取引の内容を記載してください。

例：リース契約において、メンテナンスおよび料金の支払い等を通じて、取引先との継続的なやり取りが発生している場合。

Q2-8 A類型（主として個人顧客に直接、商品・サービスを提供している事業者）ですが、第１号様式の「７ 取引先の情報」への記載は必要ですか？

A2-8

A類型の事業者による申請の場合、第１号様式の「７ 取引先の情報」への記載は必要ありません。B類型の事業者の場合は必ず記載してください。

Q2-9 飲食店を経営していますが、本支援金を申請できますか？

A2-9

対策強化区域内（津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市）以外の飲食店や通常営業時間が２０時までの飲食店（全県）、キッチンカー、ネットカフェなど、三重県が実施する令和３年１０月の時短要請の対象とならない事業者で本支援金の要件を満たす場合

は、申請することができます。

Q2-10 不動産を営んでいます、本支援金の対象となりますか？

A2-10

不動産を営む法人（又は個人）が、確定申告書において、「事業収入」として売上計上している場合は対象となります。個人の方などで、確定申告書において、「不動産収入」として計上している場合は対象なりません。

Q2-11 店舗を構えずに移動販売業を営んでいます、本支援金の対象となりますか？

A2-11

県民による外出・移動控えの影響を受けて売上が減少していれば、店舗を構えずに対面で販売活動を行っていたとしても対象となります。

Q2-12 訪問販売業（保険外交員や家事代行業などを含む）をしています、本支援金の対象となりますか？

A2-12

県民による外出・移動控えの影響には、訪問・面会の自粛等も含まれますので、それらの影響を受け売上が減少していれば、訪問販売の形態による事業も対象となります。

Q2-13 医療・福祉関連の事業者ですが、本支援金の対象となりますか？

A2-13

病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局なども、県民による外出・移動控えの影響を受けて（受診控え等による影響）売上が減少していれば、医療・福祉関連の事業者も対象となります。

Q2-14 建設業をしています、本支援金の対象となりますか？

A2-14

本支援金は、県民による外出・移動控えの影響を受け売上が減少した事業者を対象としています。

建設業においては、「飲食店関係の工事の発注がなくなってしまった」「外出・移動控えの影響により発注者と打ち合わせができずに工事の進捗が遅れ、売上が減少した」など、飲食店への時短要請や県民による外出・移動控えの影響を受け、売上が減少していれば対象となります。

<対象となる場合の例>

- ・飲食店への時短要請の影響により、建設工事が減少した

- ・外出控え等の影響を受ける事業者との取引が減少した影響により、建設工事が減少した
- ・県民による外出・移動控えの直接影響（打ち合わせ・工事ができない等）により、一般住宅等の工事が停滞した 等

Q2-15 自転車販売業（小売業）をしています。本支援金の対象となりますか？

A2-15

県民による外出・移動控えの影響を受けて売上が減少していれば、自転車販売業も対象となります。

Q2-16 白色申告の事業者ですが、毎年3月にしか売上が計上されず、10月は毎年の売上が0円となっています。本支援金の対象となりますか？

A2-16

収穫時期など季節的な要因で、売上の計上時期が対象月と異なっているなどにより売上減少額が発生した場合など、飲食店の時短営業、外出・移動控えの影響による売上減少でない場合は、本支援金の対象外となります。

Q2-17 喫茶店を営んでいます。メニュー表の提出は必要ですか？

A2-17

店の外観写真、内観写真を提出いただければ、メニュー表などの営業実態を確認できる資料の提出は、不要です。

Q2-18 運転代行業を営んでいます。事務所がありません。外観写真、内観写真、営業実態が確認できる資料の提出はどのようにしたらよろしいでしょうか？

A2-18

申請要項において、店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、外観・内観写真を提出できない方は、メニュー表などの事業内容が確認できる資料を提出することとしているため、営業実態を示す資料として、メニュー表などの写真やホームページを印刷したものを提出してください。

なお、運転代行業の場合は、営業実態を示す資料として、車両の写真についても提出してください。

Q2-19 営業実態が確認できる資料とは、どのようなものが認められますか？

A2-19

店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、これらの内観写真、外観写真が提出できない方は、

①商品・サービスを表示したメニュー表など事業内容がわかる写真

②ホームページ等の公開情報

等の営業実態を確認できる資料を提出いただくこととしています。

①には、商品・サービスを表示したメニュー表、料金表などに加え、事業に使用する車や船の写真、相手方から発行される直近の取引記録など、事業内容が確認できる資料も含まれます。なお、営業実態については、これらの資料に基づき総合的に判断します。

なお、営業実態の確認のため必要な場合には、追加で他の資料を求める場合があります。

Q2-20 漁師をしていますが、メニュー表やホームページなどがありません。営業実態を確認できる資料は、何を提出したらよろしいですか？

A2-20

B類型の事業者は、対象月の売上が0円の場合で、店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、これらの内観写真、外観写真が提出できない方のみ、営業実態を確認できる資料が必要となります。

特に、対象月の売上が0円の事業者については、営業実態の有無を総合的に確認します。

漁船を持つ事業者は、船の写真および直近の取引伝票等（相手方から発行されるもの）を提出してください。また、海女漁師など船を持たない事業者は、直近の取引伝票等（相手方から発行されるもの）を複数提出してください。

なお、営業実態の確認のため必要な場合には、追加で他の資料を求める場合があります。

また、令和3年10月の全期間において休業していた場合は、本支援金の対象外となります。

【三重県酒類販売事業者等支援金（10月分）】

Q3-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

A3-1

令和3年10月から三重県緊急事態宣言が解除されましたが、三重県リバウンド阻止重点期間による飲食店への時短要請等の影響により、引き続き酒類販売事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、三重県リバウンド阻止重点期間が適用される10月において支援金を継続して実施します。

なお、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用された8・9月分については、令和3年12月15日（水）（消印有効）まで申請受付中です。

Q3-2 概要及び支給金額を教えてください。

A3-2

新型コロナウイルスによる飲食店への時短要請等の影響を受け、令和3年10月の売上が、前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事業者に対し、中小法人等20万円、個人事業者等10万円を支給上限額とし、売上減少額（売上減少率50%以上の場合、国の月次支援金の給付額を控除した額）を支給します。

また、売上減少率が50%以上の場合、国の月次支援金と合わせると、中小法人等は最大40万円、個人事業者等は最大20万円の支援が受けられます。

Q3-3 酒類販売事業者等支援金（8・9月分）との違いは何でしょうか？

A3-3

酒類販売事業者等支援金（8・9月分）では、売上減少率が大きくなるに従って、段階的に支給上限額を引き上げて設定していました。

緊急事態措置等が発出されていた8月、9月においては、事業者の売上に対する影響は大きく、大幅な売上減少に対する救済措置が必要であったところですが、緊急事態措置等が全面解除された10月は、売上減少率による段階的な支給上限額の設定はせず、意欲的に営業活動を再開する事業者の動きを後押しする趣旨から、売上減少率30%以上のすべてで一律の支給上限額としました。

また、令和3年10月において営業を行っていることを要件としました。

Q3-4 他の協力金や支援金と重複して受給できますか？

A3-4

令和3年10月の要請にかかる、「三重県飲食店時短要請等協力金」および「三重県地域経済応援支援金（10月分）」との併給はできません。

Q3-5 国の月次支援金の受給は必須ですか？

A3-5

売上減少率が50%以上の場合には、国の月次支援金の給付を受けていることが要件となります。

Q3-6 県外の飲食店との取引は対象になりますか？

A3-6

令和3年9月末で緊急事態宣言が解除された19都道府県のうち、令和3年10月に時短要請が実施されていた都道府県による時短営業、酒類提供自粛の要請を受けた飲食店との取引についても、対象となります。

【令和3年9月末で緊急事態宣言が解除された19都道府県のうち、令和3年10月に時短要請が実施されていた都道府県】

三重県、北海道、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県